

第4編 市町村における地域福祉の推進の支援

第1章 市町村地域福祉計画策定指針（ガイドライン）

1 市町村地域福祉計画の策定状況と県の支援策

- 社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が地域住民や関係団体と協働して「地域共生社会」を実現していくための指針となるものであり、住民の誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていく上で大変重要な意味を持つものです。

このため、県では「山形県地域福祉推進計画」を策定し、市町村の枠を超えた広域的な施策等を盛り込み、市町村地域福祉計画策定の支援に取り組んできましたが、全市町村の計画策定には未だ至っていない状況です。
- 社会福祉法の一部改正（2018（H30）年4月施行）により、地域福祉計画の策定が努力義務とされ、計画が未策定の市町村は速やかな策定に努めることが必要です。また、同改正により、計画に盛り込むべき事項が追加されたことから、策定済の市町村においても、この改正を反映した計画の策定をする必要があります。
- 県では、地域社会をめぐる現状を踏まえた新たな課題や、改正後の社会福祉法に対応するとともに、地域福祉を更に推進する必要があることから「地域福祉推進計画」の3度目の改定を行いました。

県の推進計画では、地域福祉の推進に向けて、「県民が互いに支え合い、生きがいを持って暮らせる健康安心社会の実現」を目標とし、地域福祉を支える人づくり、地域福祉サービスの基盤づくり、県民が安心して暮らせる社会づくりの3本柱を基本方針としています。

併せて、今後、市町村がそれぞれの地域にふさわしい計画づくり、地域づくりを推進していく上での参考として、市町村における取組に対する県の支援や、地域における取組事例についても記載しています。
- 市町村の地域福祉計画に盛り込むべき内容や構成、策定過程などについては、厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（2017（H29）年12月）」通知中、「第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」が示されています。

この中で、都道府県は地域福祉計画策定ガイドラインを提示することが適当とされており、以下に示す内容はそのガイドラインに相当するものです。

- また、県の計画自体が指針＝ガイドラインとしての役割を持っていますが、市町村が地域の特性や住民の意見を踏まえて主体的かつ積極的に地域福祉計画の策定に取り組んでいただくため、標準的な策定手順や計画の構成など、参考になる資料を掲げています。この趣旨を十分に汲み取っていただき、構成や項目等を検討してください。

- 市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が住民の福祉の向上のために策定するものです。各市町村においては、それぞれの地域の実情や特性を踏まえ、地域福祉の主体である地域住民等の参加のもと、実効性のある計画を策定されるよう期待します。また、市町村社協が中心となり策定する地域福祉活動計画と相互に連携（または一体的な計画として策定）しながら、一体となって推進していくことを期待します。

<参考とする主な通知等（国）>

○ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について	2017(H29)年12月
○ 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針	2017(H29)年厚生労働省告示第355号
○ 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会	中間とりまとめ 2016(H28)12月 最終とりまとめ 2017(H29)年9月
○ 地域づくりに資する事業の一体的な実施について	2017(H29)年3月
○ 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」	2017(H29)年2月
○ 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン	2016(H28)年3月
○ 誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－	2015(H27)年9月
○ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について	2014(H26)年3月
○ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について	2010(H22)年8月
○ 市町村地域福祉計画の策定について	2007(H19)年8月
○ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）	2012(H14)年1月

(市町村地域福祉計画の策定状況)

2018(H30).3.31 現在

地域	市町村名	策定済			策定予定	策定率	
		策定年度	直近の改定年度	次回改定年度			
村山	山形市	○	2011(H23)年度	2016(H28)年度	2021(H33)年度	92.9% (13/14)	
	寒河江市	○	2011(H23)年度	2016(H28)年度	未定		
	上山市	○	2009(H21)年度	2016(H28)年度	2024(H36)年度		
	村山市	○	2012(H24)年度	2015(H27)年度	2019(H31)年度		
	天童市	○	2009(H21)年度	2017(H29)年度	2024(H36)年度		
	東根市	○	2009(H21)年度		2020(H32)年度		
	尾花沢市	○	2013(H25)年度	2018(H30)年度	2023(H35)年度		
	山辺町	○	2012(H24)年度	2017(H29)年度	2022(H34)年度		
	中山町	○	2016(H28)年度		2021(H33)年度		
	河北町	○	2007(H19)年度	2017(H29)年度	2022(H34)年度		
	西川町	○	2012(H24)年度	2018(H30)年度	2021(H33)年度		
	朝日町	○	2013(H25)年度	2017(H29)年度	2022(H34)年度		
	大江町	○	2011(H23)年度	2016(H28)年度	2021(H33)年度		
	大石田町				2020(H32)年度		
最上	新庄市	○	2011(H23)年度	2016(H28)年度	2021(H33)年度	37.5% (3/8)	
	金山町				2019(H31)年度		
	最上町	○	2006(H18)年度	2011(H23)年度	未定		
	舟形町	○	2006(H18)年度	2016(H28)年度	2021(H33)年度		
	真室川町				2020(H32)年度		
	大蔵村				未定		
	鮭川村				未定		
	戸沢村				未定		
置賜	米沢市	○	2010(H22)年度	2015(H27)年度	2020(H32)年度	100% (8/8)	
	長井市	○	2009(H21)年度	2015(H27)年度	2020(H32)年度		
	南陽市	○	2018(H30)年度		2024(H36)年度		
	高島町	○	2004(H16)年度	2014(H26)年度	2019(H31)年度		
	川西町	○	2011(H23)年度	2016(H28)年度	2021(H33)年度		
	小国町	○	2006(H18)年度	2014(H26)年度	2019(H31)年度		
	白鷹町	○	2015(H27)年度		2018(H30)年度		
	飯豊町	○	2014(H26)年度		2019(H31)年度		
庄内	鶴岡市	○	2005(H17)年度	2015(H27)年度	2020(H32)年度	100% (5/5)	
	酒田市	○	2006(H18)年度	2016(H28)年度	2021(H33)年度		
	三川町	○	2007(H19)年度	2017(H29)年度	2022(H34)年度		
	庄内町	○	2012(H24)年度	2017(H29)年度	2022(H34)年度		
	遊佐町	○	2007(H19)年度	2017(H29)年度	2022(H34)年度		
計			29(13市16町)			6(3町3村)	82.9% (29/35)

2 計画策定の体制と過程

(1) 行政内部の計画策定体制

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、福祉・保健・医療分野などの個別計画との調和を図るとともに、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があるとされています。

そのためには、福祉分野に限らず関係部局が一体となって総合的に取り組んでいくことが必要であり、実質的なワーキング組織に関しては、庁内全体が関わっていくという視点で構成することが必要です。

(2) 他の計画との調和

地域福祉計画と他の計画の調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすること等も考えられます。

なお、市町村が既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされています。(地域福祉計画の策定段階において明らかにすることが必要です。)

(3) 外部組織（策定委員会など）

計画の策定に当たっては、地域の声を幅広く反映していくため、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員などで構成する策定委員会を設置することが望ましく、必要に応じて適宜、関連する専門家や地縁型組織など委員以外の意見も聞くことができる機会を確保していくことが必要です。

(4) 地域福祉計画策定方針の決定

地域福祉計画策定委員会は、県が示す地域福祉計画の策定方針を勘案するなど県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域における懇談会やアンケート調査等を実施し、計画に住民等の意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要があります。

(5) 地域福祉計画の目標の設定

地域福祉の推進を具体化する上で計画に掲げる個別施策については、計画の達成状況を住民等に対して明らかにしていくためにも、客観的に判断できる具体的な目標を示していく必要があります。

具体的には数値的な目標を示すことが望ましく、中には数値目標に馴染まない施策もあると考えられますが、その場合でも可能な限り、客観的かつ具体的な目標設定に努める必要があります。

(6) 計画期間及び公表等

地域福祉計画は、他の福祉をはじめとする諸計画と関連がでてくることから、その調整も必要となり、計画の期間は原則としておおむね5年とし中間の3年で見直すことが適当と考えられます。

また、社会経済状況の変化など環境変化を踏まえ、必要な場合はこれに関わらず機動的に適切な見直しを行っていく視点も重要です。

3 標準的な策定手順

◆ 準備

1 住民参加の意識づけ

- 広報・啓発活動
- 情報提供活動

2 住民・団体などによる問題や課題の共有化

- 住民座談会の開催
- 住民等が地域生活課題に関する調査へ参加する機会の提供
- 関係団体との連携強化

◆ 策定

3 体制の整備

- 庁内プロジェクトチーム
- 計画策定委員会の設置（策定委員の公募）
- 地域住民・団体主体の地域福祉推進組織の設置

4 策定方針の確立

- 共通理念の確認
- 計画の目的、性格、位置づけの確立
- 策定スケジュールの設定

5 地域住民・団体等の意識啓発

- 住民懇談会、ワークショップ等の開催
- シンポジウム、セミナー等の開催

6 実態把握と課題の分析

- 住民アンケートの実施
- 関係団体との意見交換
- 住民懇談会等で把握した課題の分析
- 既存の行政施策・事業の評価と課題の分析
- 市町村社会福祉協議会との協議、福祉施策に対する課題分析
- 民生委員・児童委員の活動状況の把握、課題の分析
- ボランティア、NPOの活動状況の把握、課題の分析
- 地域資源の把握

7 計画目標の決定

- 課題解決に向けた施策の推進方策の決定
- 指標の抽出と数値目標の設定

8 計画骨子の策定

- 施策体系の設定
- 盛り込むべき施策の検討

9 計画素案の策定

- 具体的な施策内容の検討
- 団体等へフィードバック

10 計画の決定

- 素案をもとにパブリックコメントの実施、計画への反映
- 施策の肉付け
- 計画の公表

◆ 実行

11 計画の推進

- 目標実現に向けた施策の推進

◆ 評価・見直し

12 計画の進行管理

- 進行管理
- 評価
- 見直し

4 標準的な計画の構成

- 市町村の地域特性を踏まえるとともに、地域住民や関係団体の意見を十分に反映させた計画づくりに努めることが必要です。

1 はじめに

計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の役割、計画の期間、計画策定の経緯

2 地域福祉を取り巻く状況

- 地域の状況（人口、年齢構成、世帯、要支援者、人的・社会的資源など）
- 地域における福祉サービスの提供や利用状況、地域福祉の拠点等
- 福祉を取り巻く社会の変化

3 課題の提示

- 地域の生活課題に関する調査（アンケート調査、地区座談会）
- 必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検

4 目標の設定（課題解決に向けた取組の方向性）

5 施策の推進

- **参考** 計画に盛り込むべき事項（国の通知から）を参照

6 推進体制の整備

- 関係機関・団体等との連携方策
- 地域住民・団体、社協、社会福祉事業者等における役割分担
- 計画の進行管理と評価

参 考 計画に盛り込むべき事項

◇「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について 第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」から

1	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
ア	<p>様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項</p> <p>地域の活性化にも寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等</p>
イ	高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方
エ	<p>生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <p>生活困窮や社会的孤立状態にある者など複合的な課題を有する者に対する相談支援体制の在り方</p>
オ	<p>共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <p>共生型、多機能型のサービスの提供、農福連携、就労継続支援事業等を活用し多くの住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備</p>
カ	<p>居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>生活困窮者、高齢者、障がい者等生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進等に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項</p>
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク	<p>自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <p>支援を要する者の早期発見のための地域づくり、居場所づくり、複合的な課題に対応するためのネットワークづくりなど福祉施策と一体的に実施することが望ましい事項</p>
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ	全庁的な体制整備
2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ	利用者の権利擁護 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
ア	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	
ア	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
イ	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 住民等の交流会、勉強会等の開催
ウ	地域福祉を推進する人材の養成 地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

5 包括的な支援体制の整備に関する事項	
ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 (社会福祉法第106条の3第1項に規定する事業)	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 地域住民等に対する研修の実施
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (社会福祉法第106条の3第2項に規定する事業)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築
ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 (社会福祉法第106条の3第3項に規定する事業)	<ul style="list-style-type: none"> 支援関係機関によるチーム支援、協働の中核を担う機能 支援に関する協議及び検討の場 支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携
6 その他の事項	
ア	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等